

② 登録入居の申込方法

登録入居は、随時申込みを受け付けています。

申込みには、県営住宅入居申込整理表（21 ページ）と①の表にある必要書類を提出してください。

登録後、順番が回ってきたら、ご連絡します。

通常、入居時期は年4回（一般募集受付月の翌々月の1日から）となります。

配偶者からの暴力被害者、犯罪被害者等の方が登録する場合は、面接が必要です。

事前に電話等でご相談ください。

③ 登録入居における注意事項

- (1) 希望の団地並びに条件にあった住宅に入居できるときには、受付順により連絡します。
- (2) 登録入居申請後、申請時と現状（住所・電話番号等）が変わった時は、必ず連絡してください。連絡がつかない場合は、次の順番の方に連絡することになります。なお、2回連絡しても連絡がつかない場合は、登録を取り消します。
- (3) 母子世帯・父子世帯において、待機中に全ての子どもが20歳に達した時、または高齢者世帯、障害者世帯、小さな子どもがいる世帯、多子世帯において、その世帯に該当者がいなくなった時など、登録要件を満たさなくなった場合は登録を取り消します。
- (4) 入居の順番が巡ってきた時に、入居資格が満たされていなければ、入居できません。
- (5) 入居の順番が巡ってきた時に、自己の都合で入居を辞退した場合は、次の順番の方に連絡します。2回連続して辞退した場合は、登録を取り消します。
- (6) 期限までに入居の手続きをしない場合は、入居資格は喪失し、登録を取り消します。
- (7) 特定の住宅を指定することはできません。（但し、バリアフリー住宅は除く。）
- (8) 登録の継続期間中に一般公募に申し込みをした場合、その登録は取り消します。
- (9) 登録の継続期間中に希望の団地を変更する場合は、新たに登録入居申請が必要です。
- (10) 登録の継続期間は最長で2年間となります。
- (11) 令和6年度は、木太川西団地の登録入居を実施しません。

④ 登録入居における優先順

入居予定者の決定については、団地ごとに登録台帳の登録順とします。ただし、バリアフリー住宅や、低層階（1・2階）の住宅については、障害者・高齢者の方を優先することがあります。また、犯罪被害者及びDV被害者の方については、生命・身体の危険性の程度によって最優先する場合があります。